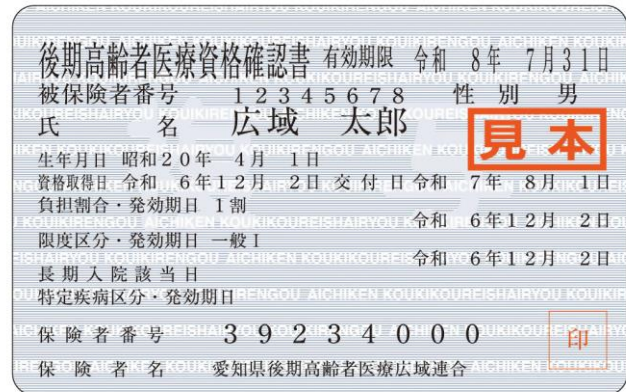


資格確認書等の更新及び保険料の決定について

令和7年度の状況をお知らせします

■資格確認書などの更新

現在の資格確認書など（緑色）の有効期限は7月31日です。8月1日から使用する新しい資格確認書（青色）は、7月中旬に簡易書留で送付します。



■限度額適用・標準負担額減額認定証や限度額適用認定証の更新

限度額適用・標準負担額減額認定証や限度額適用認定証は新しく発行されません。限度区分は新しい資格確認書でご確認ください。

■古い資格確認書などの取扱い

8月以降に、ご自身で個人情報を読み取れないように裁断・破棄していただくか、保険年金課（本庁舎1階）、または一宮、音羽、御津、小坂井支所、プリオ窓口センター（プリオビル5階）へ返納してください。

■令和7年度の保険料額

保険料額は、令和6年中の所得に応じて負担する所得割額と、被保険者全員が等しく負担する均等割額を合計して個人単位で計算されています。令和7年度から保険料の軽減制度が改正されています。詳しくは、広報4月1日号や7月中旬に送付する資格確認書に同封される案内をご確認ください。保険料は後期高齢者医療制度のたいせつな財源となります。ご理解とご協力をお願いします。

保険料額の計算方法

所得割額

(総所得金額等※1－基礎控除額)
×所得割率 11.13%

+

均等割額

被保険者1人あたり
53,438 円

=

保険料額（年額）

(限度額 80 万円)
100 円未満切捨て

※1 総所得金額等とは、前年の総所得金額および山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計です。ただし、退職所得は含みません。また、雑損失の繰越控除額は控除しません。

■保険料の納入方法

特別徴収（年金天引き）と普通徴収（口座振替や納付書による現金納付など）があります。納付時期は、特別徴収の場合は年金支給月の全6回、普通徴収の場合は7月から3月までの全9回です。具体的な納付方法は、7月中旬に送付する通知書にてご確認ください。

なお、特別徴収の方は、金融機関の窓口で口座振替の手続き後、保険料納付方法変更申出書を保険年金課または各支所へ提出することで口座振替に変更できます。